

兵高教組

調査情報

2012年4月11日 1号

兵庫県高等学校教職員組合調査部

TEL : 078-341-6745
 FAX : 078-351-3185
 URL : http://www.hyogo-kokyoso.com
 mail : honbu@hyogo-kokyoso.com

兵庫の教育の充実・発展を妨げる 県教委、日々研修不承認を通知

兵庫県教育委員会は、教職員課長名で各県立学校長に「教育公務員特例法第22条2項に基づく研修の承認について」(3月30日付)を通知しました。その中で、「今後は、原則として、定時制課程における課業期間中に行う自宅での職専免研修は承認しないものとするので、適切に対応するよう」求めたのです。

この通知は、自らの職権を逸脱する違法なものであるだけでなく、兵庫の教育の充実・発展を妨げるものです。

定時制高校における日々研修は、法律によって保障された権利

今回、教育委員会が承認しないとされた「定時制課程における課業期間中に行う自宅での職専免研修」とは、通常、日々研修と呼ばれているものです。定時制高校では、勤務時間の開始から職員打ち合わせや授業開始までの間に、自宅等で研修を行うことが可能な時間帯があります。この時間帯を活用し、定時制高校では、長期休業中以外でも研修が行われてきました。

この日々研修について、「社会通念上このような研修を認めることは適切でない」として、校長に「承認しないものとします」と通知したのです。しかし、下記【資料】の教育基本法、教育公務員特例法を見れば明らかに、教員の研修は、教育基本法及び教育公務員特例法によって、権利として保障され、教育行政には研修を奨励しその充実を図る義務があることは明白です。また、日々研修についても「授業に支障のない限り」という条件を満たせば、研修を行えることに議論の余地はありません。

自らの職権を逸脱する違法な通知

行政機関の行為はすべて法令に基づき行われなければならないことは、国民主権の大原則です。法令に基づかない行政行為は違法であり無効です。具体的な細目については行政機関の裁量に委ねられている部分もあります。しかし、法律が「充実が図られなければならない」、「実施に努めなければならない」、「研修を行うことができる」と定めているものを、行政が、「充実しない」、「努めない」、「行わない」などとする通知を出すことは、職権を逸脱する違法行為そのものです。また、研修の承認を与える権限は、県教委ではなく校長にあります。校長の承認権は条例で定められたものであり、条例事項を行政機関が通知で事実上否定することも違法です。

以上のように、今回の通知は、職権を著しく逸脱する違法なものです。

兵庫の教育の発展を妨げる

県教委は、今回の通知を正当化する理由として、「その内容や実施態様から保護者や地

域住民の誤解を招く」ことをあげています。「その内容や実施態様」とは、文面から明らかのように教育公務員特例法第22条の2を指しています。県教委の一課長が法律について「保護者や地域住民の誤解を招く」と断じる傲慢さには驚きを禁じ得ません。また、「一部の学校の特定の教員」が行うから認められない、また、認めないのは自宅のみに限定するなど説明の体をなしていません。

多くの定時制高校は、全日制高校と併設されており、教職員の教育研究活動は様々な制約を受けています。準備室はなく、研修用の図書もきわめて限られたものです。ところが、県教委は、研修のための条件整備など全く行っ

てきませんでした。定時制高校の劣悪な教育条件は放置されたままです。その一方で、自主的な研修が「多くの学校において行われなくなりました」と研修をさせないことが成果であるかのように自慢しているのです。

県教委が、自主的な研修のための条件整備を全く行っていないのは、全日制高校、特別支援学校でも同様です。今回の通知は、県教委が本来の仕事である研修にかかわる条件整備は放棄し、自主的な研修の制限を自らの職務とすることを宣言したものです。このような通知は、兵庫の教育の発展にとって大きな妨げとなるものです。高教組は、通知の撤回をめざし取り組みを進めていきます。

【資料】

教育基本法第9条(教員)

法律に定める学校の教員は、自己の崇高な使命を深く自覚し、絶えず研修と修養に励み、その職責に務めなければならない。

2 前項の教員については、その使命と職責の重要性にかんがみ、その身分は尊重され、待遇の適正が期されるとともに、養成と研修の充実が図られなければならない。

教育公務員特例法第21条(研修)

教育公務員は、その職責を遂行するために、絶えず研究と修養に努めなければならない。

2 教育公務員の任命権者は、教育公務員の研

修について、それに要する施設、研修を奨励するための方途その他研修に関する計画を樹立し、その実施に努めなければならない。

教育公務員特例法第22条(研修の機会)

教育公務員には、研修を受ける機会が与えられなければならない。

2 教員は、授業に支障のない限り、本属長の承認を受けて、勤務場所を離れて研修を行うことができる。

3 教育公務員は、任命権者の定めるところにより、現職のままで、長期にわたる研修を受けることができる。

2012年3月30日付 県教委通知

各県立学校長 様

教育公務員特例法第22条第2項に基づく研修の承認について 教職員課長

教育公務員特例法第22条第2項に基づく研修(以下「職専免研修」という。)については、その内容や実施態様から保護者や地域住民の誤解を招くことのないよう、従前から適正な運用に努めていただいているところです。

従来、高等学校定時制課程において、課業期間中に自宅研修を認めてきた経緯がありましたが、社会通念上このような職専免研修を認めることは適切ではないとして、多くの学校において行われなくなりました。

このため、現在ではほとんどの学校において、このような運用はなされておらず、一部の学校の特定の教員のみが、この自宅研修を行っている状況です。

このような状況を考慮し、今後は、原則として、定時制課程における課業期間中に行う自宅での職専免研修は承認しないものとしますので、適切に対応するようお願いいたします。